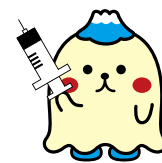


# 予防接種一覽

## 予防接種で病気を予防しましょう

予防接種の目的は、自分が病気にかからないこと、かかっても軽症で済むこと、まわりの人に移さないことです。予防接種は、自然に感染するよりも安全に免疫を作ることができます。予防接種は、接種券をお持ちになり、実施医療機関で接種を受けてください。



健康推進課  
☎992-5711

### 乳幼児から対象の予防接種

種 類		通知時期	接種可能期間
ヒブ (全4回)	初回	1カ月になる月の月末	生後2カ月～5歳の誕生日の前日
	追加	10カ月になる月の月末	初回終了後7カ月～5歳の誕生日の前日
小児肺炎球菌 (全4回)	初回	1カ月になる月の月末	生後2カ月～5歳の誕生日の前日
	追加	11カ月になる月の月末	1歳～5歳の誕生日の前日
BCG [結核予防]		2カ月になる月の月末	生後3カ月～1歳の誕生日の前日
四種混合1期 (全4回) [ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ]	初回	2カ月になる月の月末	生後3カ月～7歳6カ月になる前日
	追加	1歳5カ月の月末	1歳6カ月～7歳6カ月になる前日
水痘 [水ぼうそう] (全2回)		11カ月になる月の月末	1歳～3歳の誕生日の前日
二種混合 [ジフテリア・破傷風]		10歳11カ月になる月の月末	11歳の誕生日～13歳の誕生日の前々日
日本脳炎1期 (全3回)	初回	2歳11カ月になる月の月末	3歳の誕生日～7歳6カ月になる前日
	追加	3歳11カ月になる月の月末	4歳の誕生日～7歳6カ月になる前日
日本脳炎2期		8歳11カ月になる月の月末	9歳の誕生日～13歳の誕生日の前々日
MR1期 [麻疹・風疹混合]		11カ月になる月の月末	1歳の誕生日～2歳の誕生日の前日
MR2期 [麻疹・風疹混合]		平成22年4月2日～平成23年 4月1日生まれに発送	4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
単独不活化ポリオ (全4回)	初回	通知なし	生後3カ月～7歳6カ月になる前日
	追加		1歳6カ月～7歳6カ月になる前日
子宮頸がん予防 (全3回)		通知なし ※希望者には健康 推進課で接種券を交付	中学1年生～高校1年生相当(女子)

※日本脳炎予防接種は、旧ワクチンの副作用の問題のため平成17年度から平成21年度まで接種を差し控えていましたが、新ワクチンが開発されたことに伴い、平成22年度から接種を再開しました。この間、対象だった方(平成8年4月2日～平成19年4月1日生まれ)で未接種の方には、健康推進課で接種券を交付しますのでお問い合わせください。

## 高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌予防接種は、成人肺炎の25～40%を占める肺炎球菌性肺炎を予防し重症化を防ぎます。接種後、免疫ができるまでに平均で3週間かかります。助成は生涯で一度だけです。対象年度を過ぎると助成は受けられません。

**通知時期**／3月中旬ごろに

**接種可能期間**／4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

**自己負担金**／2,000円

**対象者**／次のいずれかの要件を満たす方

- 60歳から64歳までの方で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいがあり、障害者手帳1級または同程度の障がいがある方
- 65歳の方（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方）
- 70歳の方（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方）
- 75歳の方（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方）
- 80歳の方（昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方）
- 85歳の方（昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの方）
- 90歳の方（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方）
- 95歳の方（大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方）
- 100歳の方（大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれの方）

### 予防接種を受ける前・受けた後の注意

- 接種当日、体調は普段と変わりありませんか？  
風邪気味の時などは医師に詳しく状態を伝え、接種を受けて良いかどうか判断を仰ぎましょう。
- 接種後30分間は急な副反応が起こることがあります。接種医とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすことはやめましょう。

## 風疹予防接種費用の一部助成

助成は、1人につき1回です。妊娠している方は、接種できません。

**接種可能期間**／4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

**助成額**／風疹ワクチン▶上限4,000円

MR（麻疹・風疹混合）ワクチン▶上限5,000円

**対象者**／接種当日に市に住民登録があり、風疹抗体検査を受けた結果が、抗体価の低い（抗体価がHI法で16倍以下、EIA法で8.0未満、CLEIA法で4.0未満）で、次のいずれかの項目に該当する方

- 妊娠を希望する女性
- 妊娠している女性の同居家族

**申請方法**／接種後、医療機関に接種費用を支払い、4月15日(金)から平成29年4月14日(金)までに健康推進課へ申請してください。

## こんなときは手続きを！

### 20歳未満の方が転入したとき

転入前の市区町村によって予防接種の方法が異なります。保護者は、母子健康手帳をお持ちになり健康推進課へお越しください。未接種のものがあれば、接種券を交付します。

### 転出したとき

転出先では裾野市の接種券は使えません。転出先の市区町村にお問い合わせください。

### 裾野市・沼津市・長泉町・清水町の協力医療機関以外で接種を希望するとき

希望する医療機関での接種が可能かどうか健康推進課へお問い合わせください。

## 予防接種後健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要になったり、生活が不自由になったりしたとき（健康被害があったとき）は、法律に定められた救済制度があります。

制度の利用を申し込むときは、健康推進課へご相談ください。

※制度を利用するためには、一定の条件があります。